

農林漁業体験実習館											単位（円）
施設区分	利用単位	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
都市農村交流室	1時間	410	230	420	230	430	230	430	230	330	220
活性化研修室	1時間	440	240	440	240	450	240	450	240	440	270
体験工房室 施設	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	220
体験工房室 陶芸窯素焼き	1回	1,800	—	1,870	—	1,950	—	2,030	—	1,650	—
体験工房室 陶芸窯本焼き	1回	2,160	—	2,250	—	2,340	—	2,440	—	1,980	—
体験実習室	1時間	390	230	410	230	440	230	440	230	220	220
加工実習室	1時間	310	160	310	160	310	160	310	160	440	220

備考

- 1 活性化研修室を半面で利用する場合は、施設使用料及び冷暖房使用料は2分の1とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てた額とする。
- 2 陶芸用ガスの利用については、別途実費を徴収する。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。